

2014年2月

「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキームの活用」について

中小企業金融円滑化法終了後、特に中規模以下の中小企業の経営危機の深刻化が予想されています。

日本弁護士連合会は、最高裁判所や中小企業庁等、関係機関との協議を重ね、これら中規模以下の中小企業の私的再生手法として、従前から存在していたものの積極的に活用されてこなかった「特定調停」の運用方法を見直し、「特定調停」を中小企業再生の新たなプラットフォームとすることを提案しました。

「特定調停」の新たな運用方法については、日本弁護士連合会から、「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」が平成25年12月に公表されましたが、今後、この新たな運用方法を利用することにより、経営危機にある多くの中小企業の再生が望まれるところであります。

そこで、本ニューズレターにおいては、中小企業再生の新たなプラットフォームとしての特定調停の概要を紹介させていただきます。

1 中小企業の私的再生手法における特定調停の意義

(1) 特定調停手続のこれまでの利用方法

特定調停は、民事調停の特例として、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、金銭債権に係る利害関係の調整を促進することを目的とした手続です（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」といいます。）第1条）。

特定調停における債務者は法人か個人かを問いませんが、これまでは個人の債務整理の手段として利用されることがほとんどであり、法人の再生手法としては積極的に活用されていない状況でした¹。

(2) 中規模以下の中小企業を対象とした私的再生手法の不在

中小企業の私的再生手法としては、①中小企業再生支援協議会あるいは②地域経済活性化支援機構と

いったメニューが存在するものの、①中小企業再生支援協議会を利用した再生手法においては、再生計画策定手順が決められており、概ね5年以内に実質的な債務超過を解消することなどとされⁱⁱ、また、支援方法がリスクスケジュール中心であるためⁱⁱⁱ、体力のない中規模以下の中小企業にとっては決して利用しやすい手続とはいえない場合があります。

また、②地域経済活性化支援機構を利用した私的再生手法においても、中規模以上の一定規模の企業を対象としており、中規模以下の中小企業の利用は想定されていない現状です^{iv}。

(3) 中規模以下の中小企業私的再生手法としての特定調停スキームの活用

そこで、特に中規模以下の中小企業の再生を図る手法として、従前から存在していたものの積極的に活用されてこなかった特定調停の運用方法が新たに見直されるに至りました。

新しい運用方法のポイントは、今後、中小企業の再生のために活用されることが増加するであろうことに備え、特定調停が比較的短期間で簡易に処理されるように、申立てを担う弁護士サイドにおいて円滑な運用ができるよう運用マニュアルを新たに作成したことにあります。

この運用は、申立代理人となる弁護士において、申立前段階において金融債権者と十分な協議・調整を行ったうえで申立てを行うこととすることで、多数の事件を円滑に処理できる運用方法を確立したものです。

2 特定調停の新しい運用方法の概要

特定調停の新しい運用方法については、日本弁護士連合会が、「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」（以下「利用手引き」といいます。）を作成し、平成25年12月に公表しました。

(1) 利用対象企業

特定調停の利用対象としては、「比較的小規模な

【監修者】 [パートナー弁護士 中西 敏彰](#)【執筆者】 [弁護士 平田 えり（福岡事務所）](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

企業」（「利用手引き」1項）、すなわち、目安として「概ね年間売上（年商）20億円以下、負債総額10億円以下の企業」（「利用手引き」4項(1)）が想定されています。

＜債務者の事業規模と私的再生手法選択の目安＞

負債総額	年間売上	主な私的再生手法
50億円以上	100億円以上	・事業再生ADR ・地域経済活性化支援機構 ・私的整理ガイドライン
10億円～50億円	20億～100億円	・中小企業再生支援協議会 ・地域経済活性化支援機構
1億円～10億円	3億円～20億円	・中小企業再生支援協議会 ・本特定調停スキーム
1億円以下	3億円以下	・本特定調停スキーム

さらに、「利用手引き」では、特定調停によって私的再生を図るに相応しい企業を対象とするために、たとえば「最低でも約定金利以上は継続して支払える程度の収益力を確保していること」（ア）、「一般的に、私的再生手続が相応しいと考えられる場合であること」（ウ）等の各要件が設定されています（「利用手引き」4項(2)）。

上記のうち、要件(ア)については、当該企業の収益性を問題としているのであり、実際に約定金利の支払が継続していることが必要とされるものではないと考えられています。また、要件(ウ)については、特定調停においては、一定の民事執行停止の制度が備わっているものの限界があるため^v、法的再生手続での対応が相応しいものは対象外とする趣旨で要件として設定されたものです。

(2) 申立前の事前準備

特定調停の新しい運用方法においては、特定調停申立て前に、申立代理人となる弁護士や補助者の公認会計士、税理士によって、財務や事業に関するデューデリジェンス（DD）を実施し、経営改善計画案が策定されることとされています（「利用手引き」5項(1)）。

また、「利用手引き」5項(1)では、「金融機関と調整して、（経営改善計画案に対する）同意の見込みを得る必要があります。同意を得る見込みのない事案については、本特定調停スキームにはなじまないことから、他の私的整理手続や法的再生手続を検討することが必要です。」との説明がなされています^{vi}。

このように、特定調停を利用するにあたっては、申立前に経営改善計画案の策定及び金融機関との十分な調整を行うことが求められており、これは、多くの中規模以下の中小企業を迅速に再生させるとの特定調停の目的から、申立後の手続を比較的短期間

で円滑に進めるために必要とされる活動であるといえます。

(3) 申立て手続

特定調停の申立ては、地方裁判所本庁が併置されている簡易裁判所に対して行います^{vii}（「利用手引き」5項(2)イ）。

申立書1通で、複数の金融機関を相手方として申し立てることが可能です。また、信用保証協会の保証付債権がある場合には、いまだ信用保証協会による代位弁済が実行されていない段階でも、利害関係人として参加させる形で申立てを行うことができます（「利用手引き」5項(2)ア）。

調停期日は1～2回で終結することが想定されており（「利用手引き」5項(3)）、申立前段階で申立人側と債権者において十分な事前調整が行われていることを前提として、調停期日においては、最終的な調整作業のみを実施することが想定されています。

3 特定調停の手法を利用することのメリット

(1) 信用保証協会による債務免除

従来、特定調停では、信用保証協会の求償権を債務免除の対象とすることができませんでした^{viii}、今回の新しい運用方法が開始されることに伴い、信用保証協会の求償権を、特定調停による債務免除の対象とすることができるようになる予定です。

中小企業は信用保証協会の保証付融資を受けていることが多いため、信用保証協会の求償権が債務免除の対象とすることができるようになったことは、特定調停を利用するうえでの大きなメリットであると考えられます^{ix}。

(2) 弁護士等の専門家費用の負担軽減

本特定調停スキームにおいて、経営革新等支援機関^xに認定された弁護士や公認会計士等が債務者企業の経営改善計画策定支援を行った場合、債務者企業は、経営改善支援センターより、その費用（計画の策定費用、事業DD費用、財務DD費用、モニタリング費用等）のうち、3分の2を上限とする最大200万円まで支払いを受けることができます（「利用手引き」6項）^{xi}。

この制度を活用することにより、債務者企業は、再生手続費用の負担を軽減することができ、再生にとって大きなメリットであるといえます^{xii}。

(3) 債務免除の税務処理が可能

ア 債務者企業

債務者企業が特定調停において債務免除を受けた場合、債務免除益は債務者企業の課税所得の算定において益金に計上されることになるため、法人税等の課税対象となります。

債務免除益については、債務者企業の繰越欠損金と相殺し、法人税が課税されないようにすることができますが、期限切れ欠損金をも債務免除益に充当しないと免除益を消すことができない場合もあります。

特定調停においては、債権放棄を受けた場合、その債権放棄が法人税基本通達9-6-1(3)《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》、9-4-1《子会社等を整理する場合の損失負担等》、または9-4-2《子会社等を再建する場合の無利息貸付け等》に該当するときは、原則として法人税法第59条第2項の適用があるとされ、期限切れ欠損金の損金算入が認められています^{xiii}。

イ 金融機関

事業再生において金融機関が債権放棄等を行った場合の貸倒損失については、法人税基本通達9-6-1《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》、同9-6-2《回収不能の金銭債権の貸倒れ》、同9-4-2《子会社等を再建する場合の無利息貸付け等》によって、事案に応じて、損金処理することが認められています^{xiv}。

4 今後の動向

特定調停の新たな運用方法については、いよいよ平成26年2月頃から実際に運用が開始される予定です。

平成25年3月の金融円滑化法終了後、中小企業再生支援協議会の相談件数は高水準であることからすると^{xv}、相当数の中規模以下の中小企業が経営危機に瀕しているものと考えられますが、本特定調停スキームが導入されてまもなくは、特に金融機関が新しい制度の利用に一定の抵抗感を持つことが考えられます。

利用件数が増えるほどに手続への信用も増すものと考えられることから、今後、多くの中規模以下の中小企業による積極的な利用が期待されます。

以上

ある等の場合には、裁判所による手形・小切手の取立禁止命令等の調停前の措置（民事調停法12条）や民事執行停止（特定調停法7条）の申立てをなすことが考えられます。もっとも、本特定調停スキームは、経営改善計画に対する各金融機関の事前の同意の見込みが前提となりますので、調停前の措置や民事執行停止の申立ては、例外的な場合における活用となるものと想定されています（「利用の手引き」5項(2)エ）。^{vi} 金融機関の経営改善計画に対する「同意の見込み」とは、「概ね、金融機関の支店の取引担当者レベルの同意が得られており、最終決裁権限者（本店債権管理部など）の同意が得られる見込みがあることなどの状況」をいうものとされています。さらに、「同意の見込み」に関しては、「経営改善改革案に積極的に同意するわけではないが、敢えて反対もしない（従って、民事調停法17条の決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる）場合も含まれます」との説明がされています（「利用の手引き」5項(1)）。しかし、實際上、取引担当者レベルの同意が得られているという判断は難しいところです。

^{vii} 各地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所に申立てをする運用とされたのは、専門性のある調停委員を速やかに選任してもらう必要があるためには、各地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所に申し立てることが適切であるという理由からです。

^{viii} 信用保証協会が求償権の放棄を行うことができるのは、中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画（再生支援機構スキーム）、株式会社整理回収機構が策定を支援した再建計画（ROC企業再生スキーム）、私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画に基づく場合等に限定されていましたが（藤原敬三『実践的中小企業再生論』（一般社団法人金融財政事情研究会、2013年）171頁参照）、今般、「求償権の放棄に係る基準について（全国統一基準）」の規定が改定され、特定調停における求償権放棄に係る制約が解消されることになりました。

^{ix} 信用保証協会による債務免除を受けるためには、経営改善計画に基づく必要があるため、特定調停の調停条項においては、経営改善計画に基づく調停条項であることを明示する必要があります（「利用の手引き」5項(3)ウ）。

^x 平成24年8月30日に「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、弁護士等の専門家が認定を受けることによって、認定経営革新等支援機関として活動することができるようになりました。

^{xi} 認定支援機関による経営改善支援事業の詳細については、中小企業庁ホームページ掲載「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を経営改善支援センターで開始します」を参照。

^{xii} 経営革新等支援事業を活用する場合にも、特定調停において成立した調停調書には、経営改善計画に基づく調停条項であることを明記することが望ましいとされています。

^{xiii} 期限切れ欠損金の損金算入の詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/index.htm>）国税庁質疑応答事例「債権放棄を受けた場合の法人税法第59条第2項の規定の適用の有無の検討（特定調停）」を参照。

^{xiv} 貸倒損失の損金処理の詳細については、国税庁ホームページ・国税庁質疑応答事例「貸倒損失に該当する債権放棄（特定調停）」「法人税基本通達9-6-1(3)ロに該当する貸倒損失（特定調停）」「貸倒れに該当しない債権放棄の検討」「特定調停の『経済的合理性』と法人税基本通達『相当な理由』との関係」「債務者は『子会社等』に該当するか（特定調停）」等を参照。

^{xv} 中小企業金融円滑化法終了後の平成25年4～6月においては、前年同期に比べ、中小企業再生支援協議会の相談件数が2倍超に上っています（中小企業庁ホームページ掲載「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成25年度第1四半期～」1項）。

ⁱ 第三セクター再建のために特定調停を利用した事例として、中森亘・中西敏彰「『クリスタ長堀株式会社』の特定調停による債権事例」事業再生と債権管理120号4頁、馬杉榮一「『北海道住宅供給公社』の特定調停手続」事業再生と債権管理120号9頁を参照。
ⁱⁱ 中小企業再生支援協議会における再生計画案の内容については、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>）掲載「中小企業再生支援協議会事業実施基本要項」6項(5)を参照。
ⁱⁱⁱ 中小企業再生支援協議会において平成25年7月1日から9月末までの間に再生計画策定が完了した企業のうち、およそ96.6%の企業でリスクスケジュールの手法が用いられています。（中小企業庁ホームページ掲載「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成25年度第2四半期～」を参照。）
^{iv} 地域経済活性化支援機構の取扱事例については、同機構ホームページ（<http://www.revic.co.jp/>）掲載「再生支援案件事例集」を参照。
^v 特定調停においては、債務者の再建を著しく困難にするおそれが